

諸町市民農園 利用者募集中！

みどり市では、農作物づくりをとおして、自然にふれあいながら農業に親しんでもらうため、市民農園を開園しました。

初心者の方でも気軽に楽しめる農園です。多くの市民の皆様のご利用をお待ちしております。

下記の内容をご確認の上、お申込みください。

【市民農園の概要】

名称	諸町市民農園
施設概要	場所 みどり市大間々町大間々636 番地 1 施設 給水栓（2 基）、休憩所（2 棟）、トイレ 利用者駐車場（33 台）
農園区画	132 区画（1 区画は4 m×5 m＝20 m ² 。1 世帯当たり 4 区画まで利用可能）
利用期間	4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで（最大 1 年間） （年度途中からの申込みもできますが、利用期間は翌 3 月 31 日までとなります。） ※以降も継続希望の場合は、更新手続きができます。
利用時間	日の出から日没まで
利用料金	1 区画当たり年 4,000 円 なお、利用期間が 1 年未満の場合は月割計算となります。
利用資格	市内に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方。
申込受付	「市民農園利用許可申請書」に必要事項を記入し、窓口にご提出ください。なお、郵送でも受付可能です。 （申請書は農林課窓口にあります。また、みどり市ホームページからのダウンロード、お申し出による郵送も可能です。）
申請書提出先	みどり市役所大間々庁舎 1 階⑤農林課窓口 （郵送の場合） 〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511 番地 みどり市産業観光部農林課 市民農園担当あて ※Eメール等での申請はできませんのでご注意ください。 ※郵送による受付の場合は、 ①みどり市在住の方:住所の確認できる免許証や保険証の写しを添付していただきます。 ②みどり市在勤の方:ご本人の住所確認ができる免許証などの写しと、勤務先の住所等が確認できる資料(保険証など)の写しを添付していただきます。

利用許可	申込み受付後、審査を経て「利用許可通知書」をお渡しします。通知書がお手元に届いたら農園を利用できます。
使用料納付	指定の期日までに、利用許可通知書に同封された「納付書」により、指定の金融機関または市の会計窓口にて納付してください。
その他	募集は随時、受付けております。応募者多数の場合は、先着順となります。 市民農園の利用について、注意事項やルール等があります。 利用区画は選べませんのであらかじめご了承ください。
申請書の請求 問い合わせ先	みどり市産業観光部農林課 みどり市役所大間々庁舎 1 階⑤農林課窓口 TEL 0277-76-1937（平日 8:30～17:15 まで） メール norin@city.midori.lg.jp